

リチウム蓄電池等の定期収集・処理の実施について

現在、本市で回収を行っていないリチウム蓄電池及びリチウム蓄電池を使用した製品（以下「リチウム蓄電池等」という。）につきまして、国の方針に基づき、令和8年4月から以下のとおり定期収集・処理を実施します。

1 背景

リチウム蓄電池等に起因する火災事故等が多発しており、各自治体においてリチウム蓄電池等の分別回収及び適正処理を更に徹底していく必要があるため

2 収集の対象

すべてのリチウム蓄電池等（市民が蓄電池の種類を判別することが難しいため）

3 分別及び収集方法

- (1) 分別 カセットボンベ等と同様に、透明のビニール袋にリチウム蓄電池等を入れ、袋に「充電池」と明記し、お住まいの地域のごみステーションへ排出
- (2) 収集 月2回の「燃やせないごみ」の日に定期収集を実施（カセットボンベ等と同様に収集車に横積み）

4 処理方法

明石クリーンセンターに搬入されたリチウム蓄電池等は、施設内で保管し、リサイクル業者に有償売却を実施する予定

5 市民への周知方法

明石市HP、広報あかし、ごみハンドブック、ごみカレンダー、新聞等の各種メディア

6 今後のスケジュール

令和7年12月	生活文化常任委員会で報告、ごみカレンダー配布
令和8年1月	職員及び委託業者への安全教育実施
令和8年3月	記者提供、明石市HP・広報あかし掲載、小型充電式電池分別運搬業務委託及びリサイクル資源（リチウムイオン電池等）の売買契約締結
令和8年4月	定期収集開始